

新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本資料は「新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本資料のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 件名

新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(5) 履行場所

委託者が指定する場所（主に横浜市内）

2 業務の背景及び目的

横浜市は、横浜ならではの都市の特性を生かした“横浜らしいサーキュラーエコノミー”の取組を推進し、世界をリードする「循環型都市への移行」を目指すと共に、持続可能でグリーンな社会の実現に向けて、GREEN×EXPO 2027（以下、「GREEN×EXPO」という。）等を通じてその実現への動きを加速させていくことを目指している。

その取組の一環として、地球にやさしい未来の暮らしをつくる横浜の人や活動を紹介し、賛同者・参画者を増やしながら、新たなグリーン社会の実現を市民や企業・団体と共に推進することを目的としたプロジェクト「地球1個分で暮らそう STYLE100」（以下、「STYLE100」という。）を令和6年12月に立ち上げた。未来につながる取組の発見・発信とともに、新たな暮らしをつくるアクションを創出するプラットフォームとして運営しており、これらの取組やアクションを、未来をつくる横浜の「STYLE」として、地域資源や市民の創意工夫とともに世界へ伝えるべく、GREEN×EXPOまでに100の「STYLE」の発信を目指し、WebサイトやSNS等を通じて広く発信している。

また、2027年のGREEN×EXPOは環境にやさしい未来の社会をテーマとし、グリーン社会の実現に向けた通過点上にあり、人々の環境に対する意識・行動変容を促す機会として重要なマイルストーンである。「STYLE」の理念を体现し、横浜が描くグリーンな社会を国内外に発信すべく、会場内外で「STYLE」の理念を広く展開することを目指し、運営している。

また、GREEN×EXPOにおける本市の出展や会場外イベントは、「STYLE」の理念を体现

し、横浜が描くグリーンな社会を国内外に発信するとともに、地域資源や市民の創意工夫を世界に伝える絶好の機会となる。そのGREEN×EXPOの開幕まで残り1年を切り、年度末にいよいよ開幕を迎える令和8年度及び会期の大半が属する令和9年度は、オール横浜でEXPOの体験やレガシーを市と共に創り上げていくための共創プラットフォーム「STYLE PARTNERS」の本格的な運営をはじめ、GREEN×EXPO会場内外で展開するプログラムの実現に向けた、具体的な企画・計画、什器や展示コンテンツの制作、会場運営などを切れ目なく進めることが急務となる。

本業務は、当該「STYLE PARTNERS」の企画・運営を含むSTYLE100の活用及び充実を中心に、これらの取組を更に広げ、賛同者・参画者を増やしながら関係人口を拡大し続け、新たなグリーン社会の実現に向けたムーブメントを加速させるための戦略的なプロモーションを実施することを目的とする。

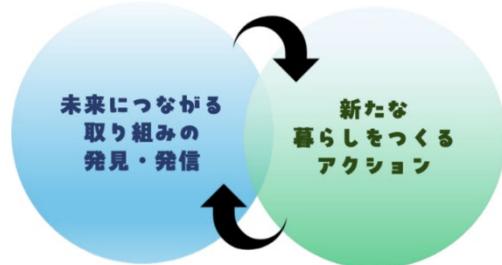
【STYLE100について】

横浜で市民や企業・団体等が既に取り組んでいる地球にやさしい様々な取組や活動、またそれら既存の取組に新たなチャレンジ等も加え発展させたものを「STYLE実践事例」として、取り上げて広く発信・共有する。

また、多様な主体、STYLE関係者（実践者）同士などの幅広いステークホルダーを巻き込み／つなぎながら新たに取り組む（つくる）新規アクションを「新規STYLEアクション」として創出し、それを広く発信・共有する。

共に取り組む仲間を増やしながら、地球にやさしいライフスタイルをつくり、広げていくことで新たなグリーン社会の実現に向けた機運醸成、ムーブメントを加速させていくことを目指す。

- Webサイト：<https://style100.city.yokohama.lg.jp/>
- Instagram：https://www.instagram.com/style100_yokohama
(@style100_yokohama)





【STYLE PARTNERSについて】

GREEN×EXPOとその先の未来の横浜を見据え、STYLE実践者同士がつながり、「STYLE」を広げながら、オール横浜でGREEN×EXPOの体験や新たな「STYLE」を共につくり上げていくことを目的として、令和7年10月に立ち上げたプラットフォーム。

令和7年度は、既に「STYLE」に取り組んでいる実践者やその関係者を中心にキックオフを行い、GREEN×EXPO会場内外における体験アイデアセッションを実施した。今後は横浜で地球にやさしい活用に取り組むより多くの人々の、GREEN×EXPOへの参画・共創体験を提供するものとすべく、PARTNERSの公募等を通じて、「STYLE」やその理念を広げていくことを想定している。

3 業務内容

本業務の内容を次の(1)～(8)に示す。

業務の実施にあたっては、市が示す上位構想や関係規則等を踏まえた上で市と協議し、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めること。

また、本業務を効果的に進めるために必要な業務・手法について、以下(1)～(8)に示すもののほか任意で提案し、委託者が選定したものについて追加で実施することができる。

(1) 「STYLE」の継続的発信

STYLE100では、GREEN×EXPOまでに100の「STYLE」の発信を目指しており、令和7年度末までに55件程度の発信を行う予定である。そのため令和8年度は残り45件程度の「STYLE」を継続的かつ計画的に発信する必要がある（進捗状況により、数件程度の増減は生じる可能性がある）。

当該「STYLE」として取り上げる案件の検討・提案・選定を行い（公募フォームを通じた候補案件の募集・選定を含む）、「STYLE」の継続的な供給・創出・発信を行うこと。

「STYLE」の案件候補の選定にあたっては、委託者と協議のうえ選定方針・基準を策定し、その方針・基準に基づいて提案を行うこと。提案に際しては、STYLE100として広がり、発展や新たな展開の可能性、STYLE PARTNERSへの接続などの戦略性を十分考慮し、踏まえるとともに、テーマ、活動内容や主体等のバランスも考慮すること。

なお、案件候補につき委託者は横浜市役所各区局統括本部等が実施する施策やその関連情報、各所で収集した情報を参考として隨時提供するが、受託者は主体的に必要な情報収集を行い、案件候補として提供すること。

また、これら「STYLE」の取材・記事化に係る各種調整（取材先との連絡・調整、取材当日の対応、記事の執筆・校正、記事のWebサイトやSNSへの投稿）のほか、公開済の「STYLE」コンテンツ（Web記事、SNSへ投稿したコンテンツ等）の更新や個別案

件の進捗管理等を実施する。

なお、GREEN×EXPO開催時点で「STYLE」の発信件数は100件に達し、現時点では「STYLE」の発信自体はその時点で終了することを想定しているが、本事業目的の達成に寄与するための事業戦略上の必要性に応じて、100件の発信以降も引き続き「STYLE」を発信し続けることも可とする。

(2) STYLE PARTNERSの運営及びGREEN×EXPOに向けた共創プログラムの企画・運営

既存の「STYLE」実践者（PARTNERS）のフォローアップと新規メンバーの公募・審査・承認・管理を一貫して実施する。また、PARTNERSへのイベント案内や情報提供、問合せ対応を含むコミュニケーション窓口機能の一切を担い、連携強化と円滑な事業管理を行う。さらに、運営にあたっては、PARTNERSがGREEN×EXPOに向けた盛り上げを共に創る参画者・伝道師として主体的に関わることができるよう、「STYLE」を広げていくためのプラットフォームとしての役割を十分發揮できるよう、円滑な運営を図ること。

合わせて、STYLE100の理念を国内外の来場者に実感いただけるよう、GREEN×EXPO開催前の機運醸成につながる事前プログラム・イベント等や、会期中の会場内外での展示・イベント、更には“まちなか”のにぎわい創出へ展開する取組など、象徴的なアクションとなる企画をPARTNERSとともに具体化し、実現していくことを目的として、計画的な共創プログラム（例：定期的な共創セッション等）を企画し、委託者との合意・調整のうえ実施・運営すること。

(3) GREEN×EXPO会場内外におけるイベント・展示等の企画・制作・運営

(1)及び(2)の取組から生まれたアイデアのうち象徴性の高いものについて、その具体化を図り、GREEN×EXPO開催前の機運醸成につながる事前プログラム・イベント等や、会期中の会場内外での展示・イベント、さらには“まちなか”でのシンボルアクションへと展開・実行すること。

あわせて、これらの取組を実施するための具体的な年間スケジュールを提示する。

なお、これらに係る運営実施計画の策定、展示物、什器、設備、展示映像等の基本・実施設計、制作及び設置、会期中の運営及び維持管理から撤収（スタッフの手配含む）を一貫して実施するとともに、必要となる関係者及び公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会などの関係機関等との調整を委託者とともに実施すること。

実施場所については、横浜市内各所での展開や横浜市出展の発信拠点における交流・創発スペースやSATOYAMA Villageにおける「フィールドを活用した活動拠点」、会場内催事場などを想定しているが、案件の内容や時期、横浜市が主体として別途検討するGREEN×EXPOに係る取組・施策等関連事情を踏まえ、委託者と十分協議・調整のうえ決定する。実施時期や期間についても同様とする。

(4) 広報プロモーション

ア メディアタイアップ等の活用

本事業の目的を達成するため、STYLE100及びSTYLE PARTNERSの認知や参画者の拡大、「STYLE」の輪の拡散・拡大、未来社会に向けて地球環境にやさしいアクションに取り組む横浜市及び横浜市民（市内で取り組む市民、企業、団体等）の姿・取組に対する認知向上に寄与するためのメディア・媒体露出やまちなかでの広報展開、広報ツール制作・更新等の広報プロモーション、さらにメディアリレーションを含むPR支援などについて、戦略的に状況を踏まえて必要性を検討し、具体的な形で提案のうえ実施する。

イ Webサイト及びSNSの運用

(ア) STYLE100

現在運用中のWebサイト及びSNS（Instagramアカウント）の保守・管理・運用を行う。

掲載コンテンツや機能の追加・充実のための改修も検討・企画のうえ、委託者と合意したものについて実施するほか、効果的な発信や話題性の広がりにつながると考える新たなツールも必要に応じて提案し、委託者が必要と認めたものは採用・導入し、保守・管理・運営を行う。

(イ) STYLE PARTNERS

Webサイト及びSNS（Instagramアカウント）の管理・運用を行う。

また、STYLE PARTNERSの活動経過や連携過程等をイベントレポート等の形式で発信する等、“共に創るEXPO”を体現するコンテンツの充実を企画・検討のうえ実施する。

なお、Webサイトについては、必要に応じて横浜市が運営する各種Webサイト等と戦略的に連携・連動するものとし、その構築・運用方法については、委託者と協議のうえ決定すること。SNSについては、STYLE PARTNERSの活動に係る情報発信の効果が最大化されるよう、新規アカウントの開設要否も含め、効果的な運用手法を提案・実施すること。

(5) STYLE事業の持続的運営

STYLE事業はグリーン社会実現を加速させることを目的とした長期的な事業であり、GREEN×EXPOの終了後も継続的に運営していくことを想定している。

そのため、GREEN×EXPO終了後も引き続き、令和10年度以降の持続的な運営を見据えたSTYLE事業の展開について、STYLE PARTNERSの継続性や拡大性の確保を含め、GREEN×EXPOのレガシーとしてどのように継続していくかを示す具体的な将来像と、その実現に向けた工程を提案し、委託者との協議を経て方向性を定めること。

合わせて、これらを実現するために必要な準備・調整を行い、切れ目なく円滑な運

営が継続できるよう、所要の準備を実施すること。

(6) 事業計画策定及び事業全体管理

本事業の目的達成のために実施する上記(1)～(5)の業務について、年度ごとの事業計画として具体取組事項とともに示すこと。当該事業計画に基づき適切な進捗管理を行い、状況を委託者へ定期的に報告する。また、事業目的の達成状況のほかGREEN × EXPOや横浜市の施策や横浜市出展等の関連する状況に応じて適宜事業計画を見直し、委託者と協議のうえブラッシュアップを行うこと。

(7) 業務実施に係る各種手配、制作等

委託者と協議のうえ、前項までの業務の実施にあたり必要となる各種手配をはじめ、その他、業務の実施にあたり必要となる著名人、有識者、ファシリテーターその他ゲストの手配や、会場や備品、什器、広報ツール等の手配、制作に係る一切を行う。

(8) 打合せ協議

すべての業務を実施するにあたり、内容等について委託者と十分に協議することとし、週次程度での定例の進捗確認・報告会のほか必要に応じて隨時打合せを行う。打合せ後は議事録を作成する。打合せの実施方法等は双方協議のうえ、決定する。

(9) 報告書の作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、委託者の指示に従うこととする。

なお、作成した原稿やデーター式（関係資料等を含む）については、Microsoft Office等の汎用的なものとする。

4 成果品

(1) 報告書：A4判

(2) 報告書及び打合せで作成した資料の電子データ（CD-R又はDVD-R格納）

（Microsoft Office等により編集可能なデータも併せて格納すること）

なお、報告書の提出にあたっては、令和8年度末に「中間報告書」、令和9年度には「業務完了報告書」を提出すること

(3) その他、本業務の履行にあたり制作等した資料・物品・素材データ等で委託者が必要と認めるもの

5 支払いの時期

委託料は報告書等成果物を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

なお、支払いは年1回以上支払うこととし、支払い回数は委託者と協議の上決定するものとする。

6 システムのセキュリティ

本業務において、システムを構築する際は、以下の対応をすること。

- (1) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
- (2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定すること。
- (3) アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
- (4) 必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (5) 常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
- (6) WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。
- (7) 不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、PWが漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できるIPアドレスの制限などを導入すること。
- (8) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、確認すること。

7 参考

■上位構想、既往計画等

- 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（平成30年3月）
- 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（令和元年7月）
- 国際園芸博覧会検討会報告書（令和2年2月）
- 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（令和3年3月）
- 2027年国際園芸博覧会基本計画（令和5年1月）

■関係規則等

- AIPH規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
- コンペティション規則テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)

- 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022
Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
 - その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則 等
- ※規則関係の更新に注意すること。

8 その他

- (1) 業務の実施に際しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が横浜市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。